

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引の対象) 第5条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指数とする。 (1)～(7) (略) (8) 東証REIT指数(東京証券取引所の上場不動産投資信託証券(東京証券取引所の有価証券上場規程第1201条第7号に規定する上場不動産投資信託証券をいう。)を対象とする <u>浮動株時価総額方式</u> の指数であって、東京証券取引所が算出するものをいう。以下同じ。) (9)～(16) (略)	(取引の対象) 第5条 指数先物取引の対象は、次の各号に掲げる指数とする。 (1)～(7) (略) (8) 東証REIT指数(東京証券取引所の上場不動産投資信託証券(東京証券取引所の有価証券上場規程第1201条第7号に規定する上場不動産投資信託証券をいう。)を対象とする時価総額方式の指数であって、東京証券取引所が算出するものをいう。以下同じ。) (9)～(16) (略)
付 則 この改正規定は、平成29年1月31日から施行する。	